

一 学習成果を生かすことに対する関心の高まり

生涯学習支援において、人々の「学び」の支援とともに、学習成果を「生かす」ことへの支援の重要性が認識されるようになってきた。例えば、一九九九年の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について―」では、「行政がこれまで行ってきた施策の中心は学習機会の提供にあったが、これからは、生涯学習の成果の活用促進にも力を入れる必要がある」ことを指摘している。また最近では、二〇〇八年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策

大学による独自の資格認定システムの可能性

滋賀大学「環境学習支援士」養成プログラムの取り組み

神部 純 一

(滋賀大学 生涯学習教育研究センター 准教授)

について―知の循環型社会の構築を目指して―」の中で、「国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要」であるとし、「学習相談から社会参加までを一貫して支援する学習支援システム（ワンストップ・サービス）」の構築を提案した。

生涯学習の成果の生かし方は、学習内容によっても、人によっても多種多様であり、個人的な活動の仕方も数多くある一方で、他者から活動に関わる能力を評価される場面も多く存在する。その際、これまでは、学んできた成果を他者になかなか理解してもらおうことができず、それを生か

す範囲が狭められてしまうことも多かった。それゆえ筆者は、今後、学習成果が積極的に生かされるためには、学習の成果を適切に評価するための仕組みが必要となると考えている。これについては、上述した答申の中でも、「学習の成果を一定の資格に結びつけていくこと」や「大学等が社会人等を対象とした課程（教育プログラム）を修了した者に対して証明書を交付することができる履証証明制度」の活用等の必要性を指摘している。

学習成果の評価についての学習者自身の考えについては、二〇〇五年に内閣府が行った「生涯学習に関する世論調査」の中で聞かれている。その結果、「評価するのがよい」と回答した人の率が五九・〇%、約六割の人が評価に対して肯定的な意見を持っていることが明らかとなった。望ましい評価方法としては、「学習修了後に修了証、認定証などを出す」を挙げた人の率が二九・五%でもっとも高く、次いで「特に優れた人を、地域の生涯学習の指導者、講師として活用する（二八・五%）」、「学習した経歴や経験を公的な機関が認証して、どの地域や団体でも通用するようにする（二七・六%）」、「公的な資格の取得に当たって評価する（二六・八%）」の順となっていた。

こうした結果を受けて、人々の学習成果の活用を促し、

頭に立ち、適切な指導・助言を行いながら、環境問題の解決に取り組むことができるリーダーである。

（二）養成プログラムへの応募動機

「環境学習支援士」養成プログラムには、「社会人コース（定員五名程度）」、「現職教員コース（定員五名程度）」、「学生コース（定員二〇名程度）」の三コースが設定されている。なお、社会人が「環境学習支援士」養成プログラムを受講する際には、ある程度の環境問題に関する知識と経験が必要であることから、上述した「淡海生涯カレッジ」を修了していることを条件としている。

実際に、どういう人が応募してきたのかをみておこう。二〇〇五、二〇〇六年度の応募者は、「学生コース」四五名、「社会人コース」四四名、「現職教員コース」一名であった。「学生コース」では女性の割合が高いのに対して、「社会人コース」と「現職教員コース」では男性の割合が高くなっている。

では、彼らはどのような動機を持って「環境学習支援士」養成プログラムに応募してきたのだろうか。応募の際には、受講動機をA4用紙一枚程度にまとめて提出してもらっている。その内容から、応募者の受講動機の特徴を探ってみ

生涯学習をより豊かなものにしていくために、大学は、地域の生涯学習機関としていたい何ができるのであろうか。筆者の所属する滋賀大学では、これまでも生涯学習機関としての大学が果たすべき役割について研究し、公民館、高校、そして大学がネットワークを組んで、県民に高度で体系的な学習機会を提供する「淡海生涯カレッジ」の開設等、先進的な実践を行ってきた。そして、そうした実績も踏まえながら、二〇〇三年よりは、大学が独自の資格を授与するという形で人々の生涯学習の成果を評価し、彼らの学習成果の活用を促すプログラムの開発に取り組んできた。それが「環境学習支援士」養成プログラムと呼ばれるものであり、二〇〇五年四月から実施されている。

以下では、この「環境学習支援士」養成プログラムの内容を紹介し、その後、大学が授与する「資格」が、生涯学習や学習成果の活用に対して持つ意味について考察する。

二 「環境学習支援士」養成プログラムの概要

（一）環境学習支援士とは

「環境学習支援士」は、単に環境問題に関する専門的な知識を有する人材ではなく、学校や地域にあって、自ら先

ると、「社会人コース」の応募者も、「学生コース」の応募者も、「学習成果の活用を目指す」ことを応募動機としている人が圧倒的に多いことが明らかとなった。また、「学生コース」の応募者では、「環境学習支援士」という資格自体に強い関心を示す人が多いのに対して、「社会人コース」の応募者は、「学習を深める」ことを目指して応募してきている人が多いといった、異なる特徴も見受けられた。

（三）養成プログラムでの学習の流れ

「環境学習支援士」の資格を取得するまでの学習の流れは、図1のとおりである。プログラムは、「大学の授業の履修」、「実習」、そして「課題研究」の三つから構成されている。それぞれの内容は、以下のとおりである。

① 「大学の授業の履修」

受講者は、指導者としての素養を身につけることができるよう、大学が開講する環境教育・教育学関係の科目を「一科目（琵琶湖学特論）」、「環境教育論」、「生涯学習論」等）受講する。そして、試験も学生と同様に受け、指導教員による評価を受ける。

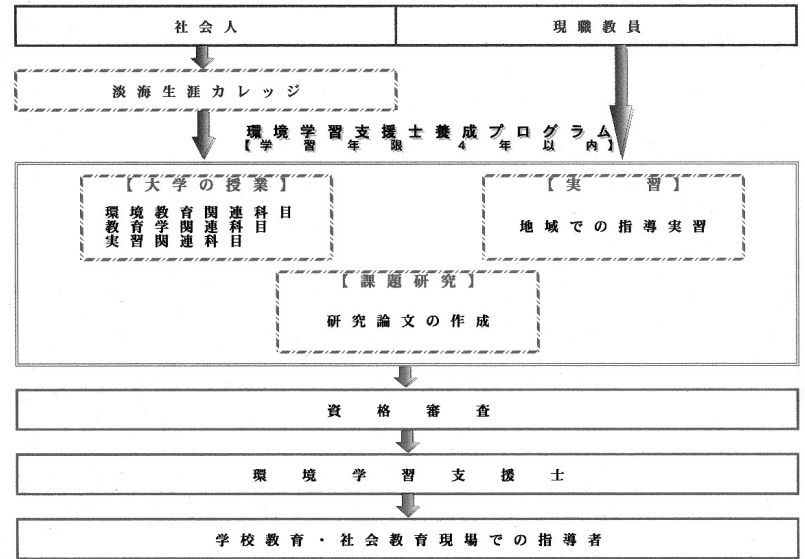


図1 学習の流れ

②「実習」
 受講者は、大学での事前指導を受けた後に、県内の環境教育機関（琵琶湖博物館、「環境学習支援センター」等）において、一定期間実習を行う。
 受け入れ機関のうち、滋賀県環境学習支援センターは、環境学習を推進する拠点として二〇〇五年に開設された。実習生は、このセンターの業務に参加し、環境学習を支援するための指導力・企画運営力を高めることになる。例えば、センターでは、様々な立場の人が環境学習の現状と課題について気軽に話し合う「環境・ほっと・カフェ」を年に六回開催しているが、その一回分を実習生に担当させることにより、彼らに環境学習機会の企画・運営を実際に体験させている。

③「課題研究」

受講者各自が研究テーマを決定し、半年の間に教員の指導を受けながら研究論文を作成しなければならない。論文の作成に際しては、必ずフィールドワークを義務づけている。二〇〇六年度に提出された研究テーマには、「琵琶湖における水資源の利用と保全」、「中学校における行事を活用した水環境学習プログラムの開発」、「滋賀県における

『ゴミ処理有料化』について考える」等がある。

これらの学習を四年以内に修了した受講者には、厳格な審査を経た後に、滋賀大学より「環境学習支援士」の資格が授与されることになる。

「環境学習支援士」養成プログラムが開始されて二年がたった二〇〇七年三月、一〇名（学生コース）八名、「現職教員コース」二名）の「環境学習支援士」が誕生した。そして翌年の二〇〇八年には、「社会人コース」からも七名（他に、「学生コース」六名、「現職教員コース」一名）が資格を取得し、いよいよ本格的に「環境学習支援士」の地域での活動が始まることになる。

三 大学が資格を与えることの意味と今後の課題

(一) 大学が資格を与えることの意味

大学の複数の授業科目をセットにし、一つひとつの学習に意味や他の科目との関係性を持たせ、そしてそのひとまとまりの学習を「資格」と結びつけたのが「環境学習支援士」養成プログラムである。

こうしたプログラムは、まず、社会人が、社会人入学や科目等履修生制度を利用して学ぶことは別に、大学で学

ぶ新しい意味を与えことになる。そして、「資格」の取得という明確な目標は、受講者の学習へのモチベーションを高め、学習の継続を促すことにもつながるであろう。
 また、「環境学習支援士」の「資格」を取得するために、大学の授業を受講することが条件となっている。単位の認定はされないが、受講者は、正規の学生と同様に試験を受け、指導教員の評価を受けなければならない。つまり、大学が「資格」を与えるということは、資格取得者が、単に時間的な基準を満たしたというだけでなく、学習内容にかかわる一定の水準を身につけたことを大学が保証するということなのである。もちろん、「実習」や「課題研究」に対しても、実習受け入れ機関や教員による評価が行われていることは言うまでもない。

こうした評価を経て授与された「環境学習支援士」の資格は、資格取得者に対しては自らの能力に対する自信を与え、地域にとっては、人々の学習成果の客観的な評価として受け入れやすいものとなるのではなかろうか。そのことはまた、資格取得者が大学で学んだ知識・技術を、地域を超えて生かせる可能性を広げることにもつながる。

(二) 今後の課題

「環境学習支援士」養成プログラムは開始されて四年目の新しいプログラムであり、まだまだ課題も山積みである。その中で、今、早急に取り組まなければならない課題は、これから毎年誕生する「環境学習支援士」の地域での活動を、大学がどう支えていくのかということである。

「環境学習支援士」の活動の場としては、「学校における環境学習の支援」、「公民館等、社会教育施設での講師」、「環境NPOの助言・指導」等が考えられる。こうした活動を積極的に進めていくために、二〇〇八年四月には、社会人の環境学習支援士を中心に「滋賀大学『環境学習支援士』会」が発足した。会がこれから取り組む活動については、結成宣言の中で次のように書かれている。

1. 地球温暖化防止活動に積極的に参加していきます。
2. 滋賀の自然環境保全に学びながら取り組んでいきます。
3. 社会生活の改善に地域の団体と連携して取り組んでいきます。
4. 学校や地域の環境学習を未来を担う子ども達やその父兄と共に進めていきます。

5. 複雑化する環境諸問題に対し、継続的に学習する集団にしていきます。

滋賀大学では、今、この「滋賀大学『環境学習支援士』会」とどのような形で連携し、共に環境問題の解決に取り組んでいくのかを、会のメンバーの考えも聞きながら検討しているところである。

この他、近年、類似の資格がいくつも出てくる中で、教育機関である大学が授与する「資格」のメリットを明確にすることも今後の課題である。現在、「環境学習支援士」認定証には、資格取得者がいつでも必要な時に大学で学べるよう、「大学附属図書館利用者証」の機能が付加されている。今後は、定期的な研修等を通して、支援士の知識・技術をリフレッシュさせる機会を提供していくことも必要だと考えている。